

福島市男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

福島市長 馬場雄基

福島市規則第7号

福島市男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則

福島市男女共同参画審議会規則（平成15年規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第4条 審議会の庶務は、総務部男女共同参画課において処理する。	(庶務) 第4条 審議会の庶務は、総務部男女共同参画センターにおいて処理する。

附則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。